



2026 年 5 月 14 日

各 位

会社名 株式会社アルメディア
代表者 代表取締役社長 高 橋 靖
(コード番号 7859 スタダード市場)
問合せ先 取締役(経理・情報開示・IR担当)
関 清 美
電話番号 042-511-0500 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2026 年 5 月 14 日開催の取締役会において、2026 年 6 月 26 日開催予定の第 46 期定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社の事業活動の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第 2 条(目的)の事業目的を変更するものであります。
- (2) 事業運営における生産性の向上を目的として、現行定款第 3 条に定める本店の所在地を東京都国立市から福島県双葉郡双葉町へ変更するものであります。なお、当該変更につきましては、2026 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生じるものとして、その旨の附則を新設するとともに、当該附則は効力発生日にこれを削除するものといたします。
- (3) 取締役の報酬の総額及び退職慰労金の決定方法に関する規定を定款上も明確にするため、変更案第 21 条を新設するものであります。なお、退職慰労金は第 27 期定時株主総会終結の時をもって廃止しておりますが、事業内容及び取締役会の体制は廃止当時とは大きく異なっており、現在の事業環境の元での決定方法を定款に定めるものであります。
- (4) 株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、会社法第 459 条第 1 項の定めに基づく取締役会の決議により、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができるよう、変更案第 27 条および現行定款 26 条を変更案第 28 条に変更し第 3 項を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

(別紙) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
第2条 (目 的)	第2条 (目 的)
当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電子計測器及び電気機器の開発、製造販売並びに賃貸	(1) (現行どおり)
(2) 電子機器等の開発の受託業務	(2) (現行どおり)
(3) 電子機器、電子部品、コンピュータソフトウェアの試験及び検査の受託業務並びに試験情報等の販売	(3) (現行どおり)
<u>(4) 録音及び録音済テープの製造販売</u>	(削除)
<u>(5) 光ディスク及び光磁気ディスク等の研究、開発、製造、販売</u>	(削除)
<u>(6) 光ディスク及び光磁気ディスク等に記録される各種デジタル情報の開発、制作、販売</u>	(削除)
<u>(7) 上記5・6号に掲げる機器の利用技術及びアプリケーションソフトウェアの開発、制作、販売</u>	(削除)
<u>(8) 上記5・6号に関する設備機器・周辺機器の開発、製造、販売並びに賃貸</u>	(削除)
<u>(9) オーディオビジュアルソフトウェアの企画制作及び製造販売</u>	(削除)
<u>(10) コンピュータ・コンピュータ周辺機器の利用技術の研究及びコンピュータソフトウェアの開発、制作、販売、賃貸並びに運用、管理、請負</u>	(4) (現行どおり)
<u>(11) 半導体及び電波受信アンテナ等の各種電子部品を搭載した樹脂カードの研究、開発、製造、販売</u>	(削除)
<u>(12) 精密機械器具の開発、販売並びに賃貸</u>	(5) (現行どおり)
<u>(13) 情報、知識、教育に関する利用技術の研究、開発、販売並びに賃貸</u>	(削除)
<u>(14) 情報処理システムの開発、設計、販売並びにそれらの受託業務</u>	(削除)
<u>(15) 広告、宣伝に関する企画、立案並びに制作、運営</u>	(削除)
<u>(16) デジタルメディアの企画、制作及び運営</u>	(削除)
<u>(17) 雑誌、図書等の企画、立案、制作並びに販売</u>	(削除)
<u>(18) 著作権等の無体財産権の企画、取得、販売、許諾及び仲介</u>	(6) (現行どおり)
<u>(19) 電子部品用副資材の開発、製造、販売</u>	(7) (現行どおり)
<u>(20) 窯業、各種セラミックス部材の開発、製造、販売</u>	(8) (現行どおり)
<u>(21) 熱処理装置の開発、製造、販売</u>	(9) (現行どおり)

(22) 炭素材及び複合材の開発、製造、販売 (23) 鉱物資源の売買業及び加工品の売買業並びに輸出入業 (24) 労働者派遣事業 (25) 有機及び無機薬品類、各種化学工業薬品、天然樹脂、合成樹脂、硝子繊維の製品・加工品の売買業並びに輸出入業 (26) 古物売買 (27) 粉体の開発、精製、製造、販売及び粉体の混入樹脂の開発、製造、販売 (28) 各種セラミック繊維複合材の開発、製造、販売 (29) 上記に関連する付帯業務の一切 第3条（本店の所在地） 当社は、本店を<u>東京都国立市</u>に置く。 第4条～第15条（条文省略） 第4章 取締役及び取締役会 第16条～第20条（条文省略） （新設） 第21条～第24条（条文省略） 第6章 計 算 第25条（条文省略） （新設） 第26条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 （新設） 第27条（条文省略） 第28条（配当金の除斥期間） <u>期末配当金及び中間配当金</u>が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の	(10)（現行どおり） (11)（現行どおり） (12)（現行どおり） (13)（現行どおり） (14)（現行どおり） (15)（現行どおり） (16)（現行どおり） (17)（現行どおり） 第3条（本店の所在地） 当社は、本店を<u>福島県双葉郡双葉町</u>に置く。 第4条～第15条（現行どおり） 第4章 取締役及び取締役会 第16条～第20条（現行どおり） 第21条（報酬） <u>取締役の報酬の総額及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u> 第22条～第25条（現行どおり） 第6章 計 算 第26条（現行どおり） 第27条（剰余金の配当等の決定機関） <u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u> 第28条（剰余金の配当） 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。 2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。 3. <u>前2項のほか、取締役会の決議により、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u> 第29条（現行どおり） 第30条（配当金の除斥期間） <u>剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れ</u>
---	--

義務を免れる。 (新設) (新設)	る。 <u>附則</u> <u>(本店所在地変更の効力発生日)</u> <u>第 1 条 第 3 条 (本店の所在地) の変更は、</u> <u>2026 年 12 月 31 日までに開催される取</u> <u>締役会において決定する本店移転日を</u> <u>もって効力を生ずるものとする。なお、</u> <u>本附則は、本店移転の効力発生日経過</u> <u>後にこれを削除する。</u>
-----------------------------	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026 年 6 月 26 日 (予定)
定款変更の効力発生日 第 3 条	2026 年 12 月 31 日までに開催される取締役会において 決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。
第 3 条以外	2026 年 6 月 26 日 (予定)

以上